

中国技工の実態放送

TBS
が特集

発がん物質・ベリリウムを含有

日本に入ってくる中国製の歯科技工物から、日本では使用禁止の有害金属が混入している実態が明らかにされた。TBSテレビが6日の「報道特集NEXT」で放送したもので、含有されていた金属は、当時の厚生省（現厚労省）が発がん性の高い金属であるとし、25年前に国内での使用を禁止したベリリウム。同テレビ局が中国の歯科技工所4社から取り寄せた歯科技工物のうち3社の技工物に同金属が1.2～1.9%含まれていた。

海外技工物の取り扱いを巡っては40を超える府県や市町村議会が安全性を求める「意見書」を採択

し、国に提出している。更に、全国の歯科技工士80人が歯科技工の海外委託の禁止や地位保全、損害

賠償を求めて法務省と厚労省を訴え、裁判となっている。一審、二審とも海外技工には違法性や安全

性に問題がないとする国が勝訴し、現在、最高裁で争われている。

同日の特集「混入していた有害金属『中国製歯科技工物』輸入放任の実態に警鐘」では、日本の歯科医院に配布されている中国歯科技工所の注文チラシが紹介され、その中には、「技工料金は日本の

半分から5分の1程度。手続きは簡単で、こちらの言うことはすべて分かっている」と説明されていた。

そして、何人かの歯科医師に協力を依頼して技工物を注文し、送られてきた技工物を愛知学院大学歯学部で分析した。その結果、送られてきた技工物はオーダーした金と主成分とした合金とは全く異なる安い「ニッケルクロムモリブデン合金」だった。

更に、そのニッケル合金を愛媛県新居浜市にある研究所で愛知学院大学歯学部教授の立ち会いの下で検出したところ、日本では歯科合金への使用が禁じられているベリリウムが1.2%から最大1.9%含まれていた。検出に立ち会った研究者は「量的に誤って混入したとは考えられない。故意に入れた可能性が高い」とコメントした。

プリズム

2月6日の夕方、TBS系のテレビ番組「報道特集NEXT」が30分以上、海外委託技工問題を取り上げた(本紙3面に記事掲載)。

特集では、複数の中国歯科技工所にプレシヤス、ノンプレシヤスの歯冠を2種類ずつ発注し、大学の研究室で分析。

その結果、プレシヤスで発注したもののニッケルが発見され、そのニッケル合金からベリリウムが検出されたものが複数あった。

仮にニッケルに対する金属アレルギーの患者用に注文した技工物にニッケルが混ざっ

ていたとすれば大変なことがある。そして、ベリリウムは発がん性の非常に高い物質として25年前に厚生省(当時)が歯科用合金としての国内使用を禁止している。中国では禁止されていなかったので、中国国内で

使用することは法律上問題ない。融点が低く、混ぜると技工作業の効率が高くなるという物性から、中国の歯科技工所では日本で禁止されていることを知らず混入している可能性もあるだろうが、日本での取り扱いが長いところでは作

業効率やコストを優先し、確信犯的に使用されることも否定できない。このことが発覚した場合、直接注文したにしろ、歯科技工所が再委託をした場合にしろ、一次的な責任は歯科医院が負うことになり、経営に重

海外技工の問題点

大なダメージを及ぼすことは間違いない。

国内での歯科技工物作製は歯科技工士または歯科医師と定められている一方、海外委託技工物については製作者の資格の有無を問われない「雑貨」として輸入される。

口中に長期間滞留し、そこから体中に有害物質が広がっていく恐れがあるような技工物を単なる雑貨として扱うことが果たして本当に正しいのだろうか。国民の安全と安心を第一に考えた制度、ルール作りを厚生労働省は検討すべきだ。

日本歯科医師会、日本歯科技工士会はこの問題について表立った動きは起こしていないが、歯科医療や歯科技工物に対する信頼につながる大きな問題として、行政と一体となり、取り組む必要がある。

なお、この特集の続編は、13日午後5時30分からの同番組内で放映される予定だ。